

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通 氏

Question

定額減税

当組合は、共同購買事業を主事業とする協同組合ですが、今年度は定額減税が実施されると聞きました。組合の役職員を対象に源泉徴収事務を行っていますが、概要と留意点について教えてください。

Answer

【概要】

「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなり、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から事務手続きがはじまります。

〈定額減税の対象となる人〉

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

〈定額減税額〉

定額による所得税額の特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ①本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

〈給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）〉

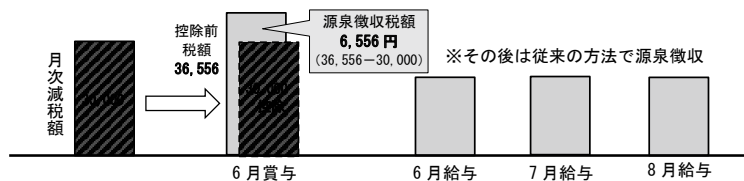
給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ①令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務 と
- ②年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務

の二つの事務を行うこととなります。したがって、令和6年6月1日から、減税額に達するまで給与・賞与から所得税が差し引かれなくなり、令和6年分年末調整までに減税額に達しなかった分は、令和6年分年末調整の際に減税されることとなります。

《6月最初に支払う賞与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例》



【留意点】

〈給与所得者が、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできますか〉

一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

〈基準日の後に就職した人に対する定額減税〉

令和6年6月2日以後に就職した人については、基準日在職者に該当しません。

通常は年末調整において定額減税額の控除（年調減税）を受けることとなります。

〈住民税について〉

住民税については、本人10,000円、控除対象配偶者10,000円、扶養親族1人につき10,000円を控除額として、令和6年7月分より（6月分は行いません。）特別徴収を行います。